

Ⅱ 経営力の高い担い手と新規就農者の 確保・育成

1 農家・法人の動き

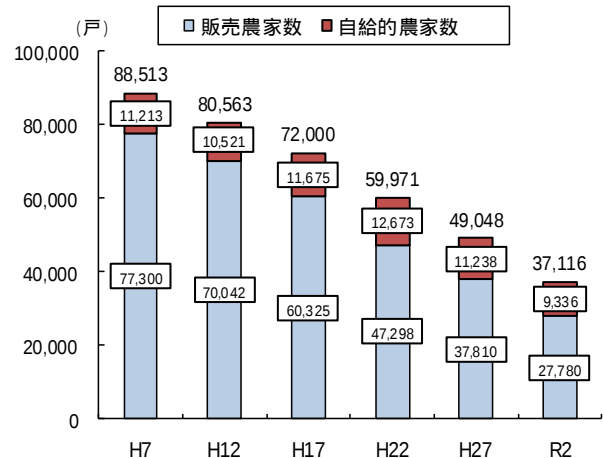
1 総農家数・販売農家数・基幹的農業従事者

総農家数は37,116戸、販売農家数は27,780戸

総農家数は、高齢化による離農や農業法人への農地集積の進展等を背景に減少が続いており、令和2年度には37,116戸となり、5年間で11,932戸（24.3%）減少した。

販売農家数についても年々減少を続けており、令和2年度には27,780戸と、5年間で10,030戸（26.5%）の減少となっている。

<図2-1>総農家数と販売農家数の動向



資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者は33,720人

令和2年2月1日現在の基幹的農業従事者数は33,720人で、5年前に比べて11,166人の大幅な減少となっている。年齢別では50～64歳の減少幅が大きい。

平均年齢は67.7歳で、平成27年に比べて0.4歳上昇しており、引き続き高齢化が進行している。

表 基幹的農業従事者数

(単位: 人)

		平成22年	平成27年	令和2年
基幹的農業従事者	性別			
	男	27,358	27,138	21,479
	女	17,307	17,748	12,241
	年齢別			
	15～29歳	545	449	333
	30～39歳	1,010	1,139	1,016
	40～49歳	2,008	1,580	1,596
	50～59歳	8,056	4,830	2,714
	60～64歳	7,570	7,669	3,923
	65歳以上	25,476	29,219	24,138
平均年齢		65.4	67.3	67.7

資料：農林水産省「農林業センサス」

2 認定農業者

認定農業者数は減少傾向

平成18年度の品目横断的経営安定対策の導入や、平成26年度の経営所得安定対策（ナラシ対策）改正等に伴い、平成27年度には、認定農業者数が10,625経営体まで増加した。

近年は、高齢化による離農や組織化の進展等により減少傾向となっており、令和5年度には前年度より204経営体減少し、8,290経営体となったものの、全国トップクラスを維持している。

認定農業者：市町村長等から農業経営改善計画の認定を受けた農業者。

農業経営改善計画：農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に係る目標等を記載した計画。

再認定率は74%

令和5年度に農業経営改善計画の期間が満了した認定農業者は1,276経営体であり、うち74%の946経営体が経営規模拡大や経営効率化といった当初計画の見直しを行い、再認定された。

認定農業者不在集落が増加

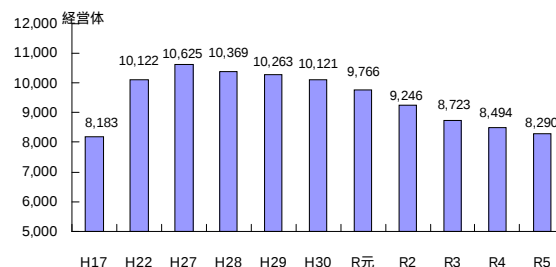
認定農業者の不在集落数は、調査が開始された平成8年の1,235集落から、令和3年3月末には725集落まで減少し、農業集落全体（2,765集落）の26%となっている。

組織化の進展に伴う認定農業者の減少等により、不在集落数は前年と比べて9増加した。

営農類型別では複合経営が最多

農業経営改善計画を営農類型毎に分類すると、令和4年度末には、「複合経営」が55%と最も多く、次いで「稲作単一」が38%となっている。

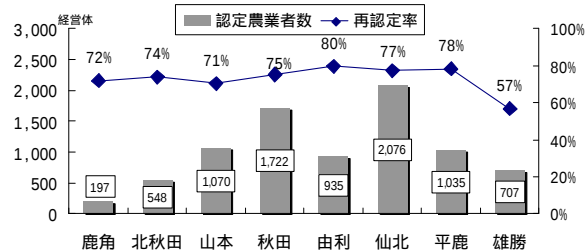
<図2-2>認定農業者数の推移（実数）



注) 国認定等を除く

資料：県農林政策課調べ

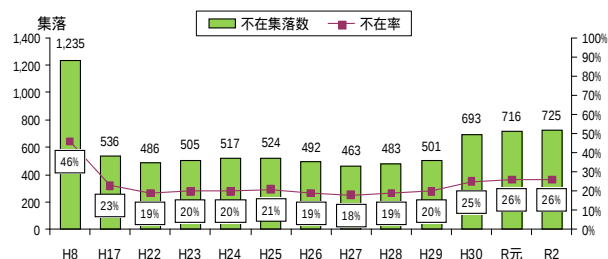
<図2-3>地域別認定農業者の状況（実数、R5）



注) 国認定等を除く

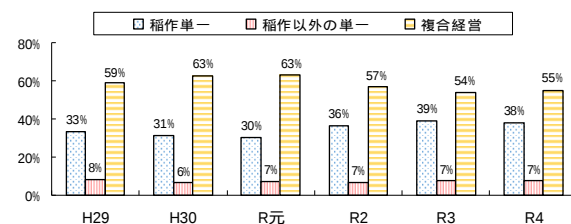
資料：県農林政策課調べ

<図2-4>認定農業者不在集落の推移



注) 平成30年に農家点在集落（農家4戸以下等）が追加
資料：県農林政策課調べ

<図2-5>農業経営改善計画の営農類型別分類



資料：県農林政策課調べ

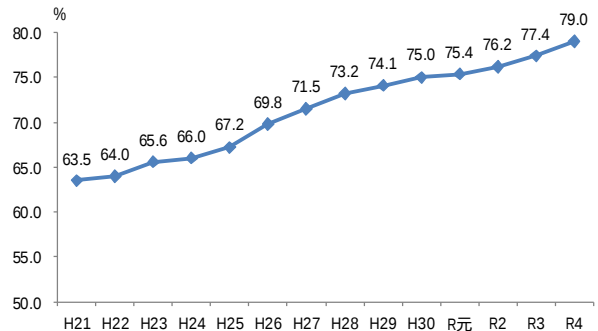
3 農地の流動化

担い手への農地の利用集積状況

耕地面積に占める担い手への集積率（所有権、賃借権設定、農作業受託）は、令和4年度末で79.0%となっている。

新ふるさと秋田農林水産ビジョンでは、担い手への農地集積率を令和7年度までに85%に引き上げることとしている。

<図2-6>農地集積率の推移



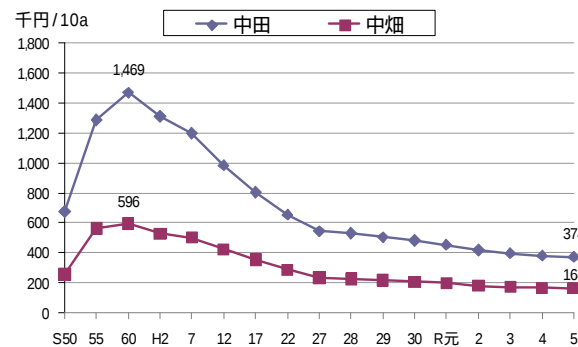
資料：県農林政策課調べ

農地価格は下落傾向

純農業地域の中田価格は、昭和61年をピークに37年連続して下落しており、令和5年は10a当たり374千円（対前年比2.1%下落）となっている。

また、中畑価格は10a当たり164千円で中田価格の44%となっている。

<図2-7>純農業地域の自作地売買価格の動向



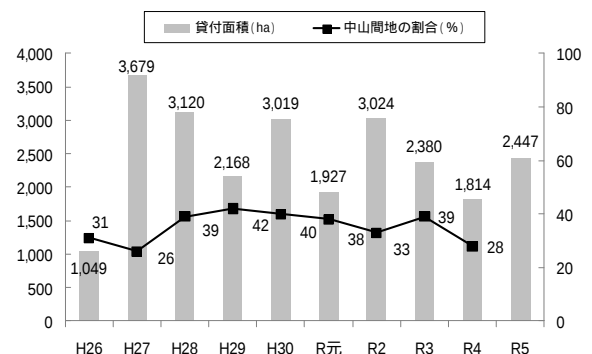
資料：県農業会議調べ

県農業公社における農地中間管理事業の実績

本県は、平成26年度に(公社)秋田県農業公社を農地中間管理機構に指定し、農地中間管理事業を実施している。

令和5年度に農地中間管理機構が貸し付けた農地の面積は2,447haである。

<図2-8>農地中間管理事業の実績



注) R5の中山間地の割合は調査中

資料：県農林政策課調べ

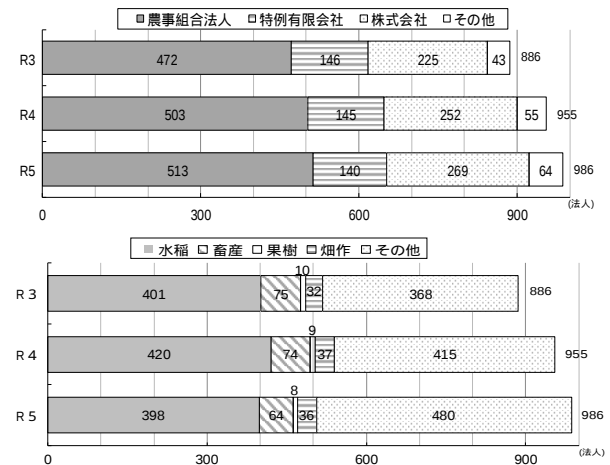
4 農業法人・集落営農

農業法人は水稻と畜産の業種が主体

令和5年6月1日現在の農業法人数は、前年より31法人増加し、986法人となった。

形態別では農事組合法人が52%、会社法人が42%であり、業種別では水稻が40%、畜産が7%となっている。

<図2-9>形態別・業種別農業法人数の推移



注) 特例有限会社: 会社法の施行前に有限会社であった会社

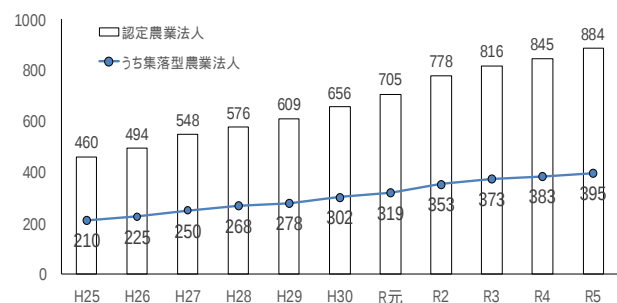
資料: 県農林政策課調べ

認定農業法人は増加傾向

農業経営改善計画の認定を受けている農業法人は、関係機関の連携による法人化支援活動や、ほ場整備事業を契機とした法人化の進展によって年々増加しており、令和5年度末には前年より39法人増加して884法人となった。

このうち、集落型農業法人は395法人で、前年から12法人増加した。

<図2-10>認定農業法人数の推移



注) 国認定等を除く

資料: 県農林政策課調べ

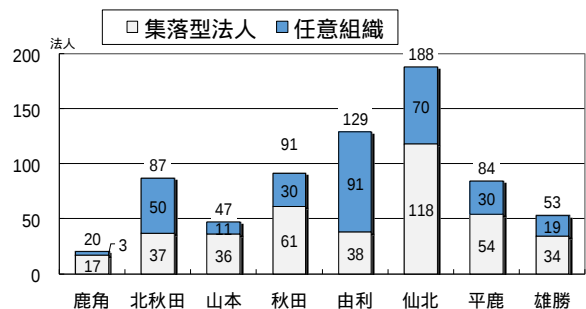
集落営農組織の法人化を推進

集落営農組織の数は、令和5年度末時点で前年同時期と同数の699組織となった。その内訳は、任意組織が304組織（前年比▲12）で、集落型農業法人が395組織（前年比+12）となっている。

地域別にみると、経営耕地面積の大きい仙北地域や、中間地域が多く認定農業者の比較的小さい由利地域において集落営農が多い。

近年は、ほ場整備事業を契機とした集落型農業法人の設立が多くなっている。

<図2-11>地域別集落営農組織数(R5、実数)



資料: 県農林政策課調べ

2 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成

1 農業経営体

農業経営体数は減少しつつも規模拡大傾向

令和2年の農業経営体数は28,947経営体で、5年前に比べ10,010経営体の減少となった。

経営耕地面積規模別では、20.0ha未満のほぼ全ての階層で減少しているが、20.0ha以上では増加しており、農地集積による大規模化が進んでいる。

また、1経営体当たりの経営耕地面積は、平成27年の3.2haから令和2年の4.0haへと約1.3倍に拡大し、全国平均3.1haや東北平均3.2haを上回っている。

<表>農業経営体数(単位:経営体、ha)

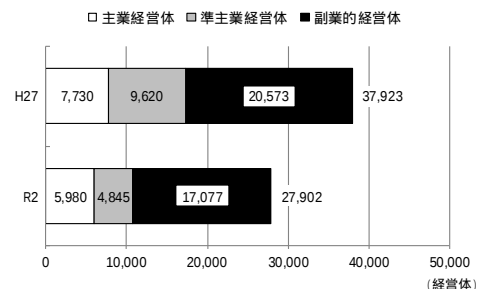
区分	平成22年	平成27年	令和2年	増減
農業経営体数	48,521	38,957	28,947	10,010
個人経営体	47,051	37,923	27,902	10,021
団体経営体	1,020	1,034	1,045	11
経営耕地なし	523	418	337	81
0.3ha未満	342	251	397	146
0.3～1.0ha	15,348	10,880	7,403	3,477
1.0～2.0ha	14,356	11,120	7,643	3,477
2.0～3.0ha	7,249	6,039	4,320	1,719
3.0～5.0ha	5,573	4,853	3,772	1,081
5.0～10.0ha	3,285	3,245	2,743	502
10.0ha以上	1,845	2,151	2,332	181
10.0～20.0ha	1,239	1,412	1,407	5
20.0～30.0ha	351	398	478	80
30.0～50.0ha	182	230	281	51
50.0～100.0ha	64	94	135	41
100.0ha以上	9	17	31	14
1経営体当たりの経営耕地	2.68	3.18	4.00	0.82

資料:農林水産省「農林業センサス」

主副業別では準主業経営体の減少が顕著

令和2年の個人経営体を主副業別にみると、主業経営体が5,980経営体(21.4%)、準主業経営体が4,845経営体(17.4%)、副業的経営体が17,077経営体(61.2%)となっている。いずれの区分においても減少が進んでいるが、特に準主業経営体が5年前より4,775経営体減少しており、減少傾向が著しい。

<図2-12>主副業別経営体数の動向



資料:農林水産省「農林業センサス」

販売のあった経営体は約2万8千経営体

令和2年に農産物販売のあった経営体は28,084経営体で、5年前より9,401経営体(25.1%)減少した。

経営組織別にみると、稲作単一経営は20,996経営体で5年前より7,891経営体(27.3%)減少し、稲作以外の単一経営は3,066経営体で197経営体(6.9%)増加しており、米依存からの脱却が進んでいる。

<表>農業経営組織別経営体数(単位:経営体)

	H22	H27	R2
販売のあった経営体	45,901	37,485	28,084
単一経営	38,493	31,756	24,062
稲作	35,241	28,887	20,996
麦類作	4	3	7
雑穀・いも類・豆類	340	310	420
工芸農作物	255	150	114
露地野菜	802	645	646
施設野菜	132	111	150
果樹類	1,009	956	1,040
花き・花木	121	123	140
その他の作物	154	181	168
酪農	110	89	66
肉用牛	185	189	204
養豚	65	50	53
養鶏	35	26	18
養蚕	-	-	-
その他の畜産	40	36	40
複合経営(準単一経営含む)	7,408	5,729	4,022

資料:農林水産省「農林業センサス」

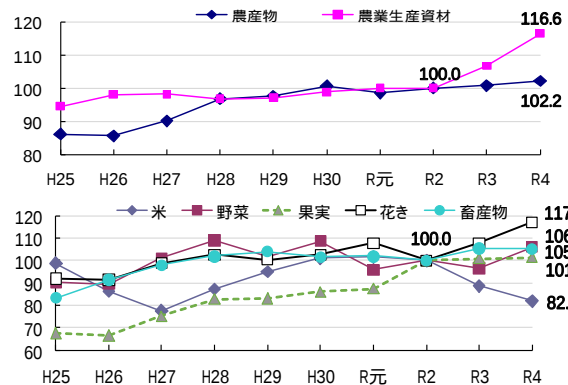
2 農業経営

農産物・農業生産資材価格指数は上昇

令和4年の全国の農産物価格指数は、総合価格指数が102.2（令和2年＝100）と前年より1.4ポイント上昇し、農業生産資材価格指数が116.6と前年より9.9ポイント上昇した。

品目別に見ると、米が82.0（対前年-6.6）、野菜が106.2（同+9.5）、果実が101.4（同+0.5）、花きが117.2（同+9.4）、畜産物が105.3（同-0.3）となった。

<図2-13>農産物・農業生産資材物価指数（全国）



資料：農林水産省「農産物価統計調査」

3 女性・高齢農業者

女性・高齢農業者の占める割合が高い

令和2年の基幹的農業従事者数のうち、女性は12,241人（36.3％）であり、減少傾向にあるものの農業・農村の重要な担い手となっている。

また、男女合わせた年齢階層別基幹的農業従事者数は、29歳以下が1.0％、30～59歳が15.8％で、59歳以下の占める割合は16.8％にまで低下している。

一方、65歳以上は71.6％と増加傾向にあり、高齢農業者の割合が年々高くなっている。

多様な部門に取り組む農村女性の起業活動

令和5年における起業活動経営体数（農産物直売所含む）は359件となった。主な活躍の場である農産物直売所では、出荷者の女性割合が平均で6割以上となっており、農村女性が培ってきた知識や技術を生かした漬物や伝統菓子といった加工商品のニーズは高い。

農家民宿や農家レストラン等では、農業体験や学校給食への食材提供等、観光客や地元の子供たちへ農業と食文化の魅力を発信する取組も行われている。

<表>基幹的農業従事者数に占める女性の割合（単位：人、％）

	基幹的農業従事者数	うち女性	
		実数	割合
H17	45,993	18,565	40.4
H22	44,665	17,307	38.7
H27	44,886	17,748	39.5
R2	33,720	12,241	36.3

資料：農林水産省「農林業センサス」

<表>年齢階層別基幹的農業従事者数の動向（単位：％）

	H17	H22	H27	R2
29歳以下	1.3	1.2	1.0	1.0
30～59歳	31.9	24.8	16.8	15.8
60～64歳	14.5	17.0	17.1	11.6
65歳以上	52.3	57.0	65.1	71.6

資料：農林水産省「農林業センサス」

<表>起業活動数（農産物直売所含む）の推移（単位：件）

	R元	R2	R3	R4	R5
起業活動経営体数	328	324	352	341	359
起業活動取組数	537	477	441	453	459
農産物直売	281	257	212	232	223
農産加工	210	185	180	185	198
その他(民宿、レストラン)	46	35	49	36	38

資料：県農業経済課調べ

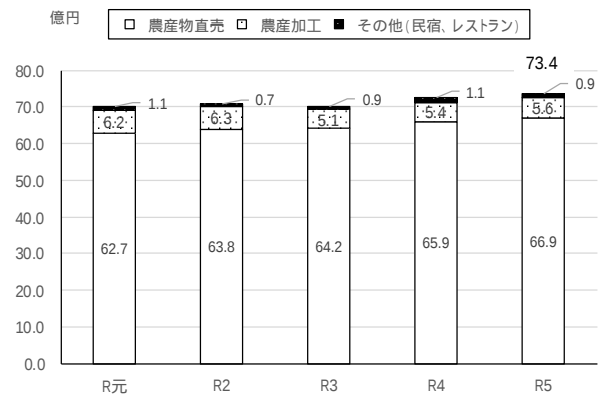
直売所・農産加工は高齢者の活躍の場

令和５年度の起業活動の販売額は73.4億円で、全体の約91%を占める直売所が販売額を伸ばしたことにより、前年を上回った。

直売所への出荷や農産加工に取り組む女性農業者の年齢は、60～70代が全体の７割以上を占めており、高齢者により支えられている。

そのため、高齢者が出荷しやすい環境を整備するとともに、若手生産者を出荷組織へ取り込むことが、直売所の運営において重要となる。

<図2-14>起業活動による販売額の推移（単位：億円）



資料：県農業経済課調べ

女性農業者の起業活動を支援

あきたアグリヴィーナスネットワークの活動を支援

あきたアグリヴィーナスネットワーク会員を対象に、起業活動のレベルアップを図る各種研修会や情報交換会を開催した。

フードコーディネーターによる研修会では、地域内飲食店と連携した農産物の直接販売や、調理加工を通じた新商品開発に対する手法等を学んだ。

<図>フードコーディネーターによる研修会



直売所の魅力アップにつながる取組を支援

女性農業者の活躍の場である直売所の魅力アップによる販売力向上を図るため、新たな取組１件に対して、インテリアコーディネーターを講師とした店舗レイアウトに関する研修会を実施した。

また、販売額向上を図るため、普及指導員を対象に専門家によるPOSレジデータ分析手法の研修を実施するとともに、２か所のモデル直売所において、分析データを基に主要品目の販売強化を実践した。

<図>インテリアコーディネーターによる研修会



◎進みつつある女性の経営・社会参画

県では、男女共同参画社会の実現を基本目標とする「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を策定しており、その中で家族経営協定数等について具体的な数値目標を設定し、女性が活躍しやすい環境づくりを推進している。

家族経営協定では、家族員の合意のもと就業条件や責任を明らかにするため、農家経営における役割分担や労働時間、休日、労働報酬等を文書により取り決めており、女性の経営参画や後継者の営農定着を促進することで、経営の活性化が期待される。

本県の締結数は令和5年度末時点で846戸と着実に増加しており、セミナーの開催等を通じて更なる締結数の増加を図っていく。

〈表〉秋田県男女共同参画推進計画で示した主な数値目標と現状

項 目	単位	現状 (R元)	実績 (R5)	目標 (R7)
家族経営締結数	戸	793	846	943
女性の農業士認定者数	人	235	243	247
女性の農業委員割合	%	14.5	16.5	20.0

資料：県農林政策課調べ

〈表〉家族経営協定の締結件数

年 度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
新規締結数	22	22	23	20	9	13	11
累積締結数	748	770	793	813	822	835	846

資料：県農林政策課調べ

〈表〉家族経営協定の取り決め内容(複数回答)(R4)

取り決めの内容	割合
労働時間・休日	95.5%
農業経営の方針決定	93.7%
農業面の役割分担(作業分担、簿記記帳等)	87.7%
労働報酬(日給、月給)	79.3%
収益の配分(日給、月給以外の利益の分配)	67.0%
経営移譲(継承を含む。)	65.8%
生活面の役割(家事・育児・介護)	46.8%
労働衛生・健康管理	46.4%

資料：農林水産省調べ

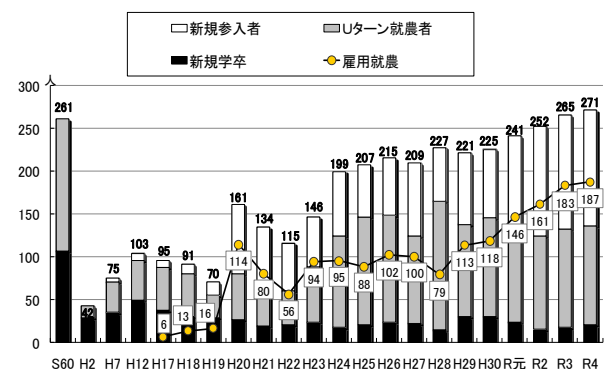
4 新規就農者

◎農業法人等への雇用就農者の割合が増加

就農相談や実践研修、機械等導入支援といった総合的なサポートにより、新規就農者数は令和4年度で271人と、10年連続で年間200人以上を確保している。

就農形態別では、雇用就農者が増加傾向で、新規就農者全体の69%を占めている。

〈図2-15〉新規就農者数の動向



注) H2以前はUターン就農者と新規学卒就農者の合計

資料：県農林政策課調べ

5 農業労働力の安定確保と就業環境の改善

地域及び県域における労働力確保体制の構築

無料職業紹介所は、これまでに9 J Aで開設されており、地域の労働力確保に貢献している。

県では、農業関係団体等で構成する「秋田県農業労働力サポートセンター」(令和元年7月設立)の活動を支援し、J Aによる無料職業紹介所の開設・運営支援のほか、農業法人等の雇用環境の整備や、多様な人材の確保に向けた取組を推進した。

特に、1日農業バイトアプリ「daywork」の普及拡大を県でも支援し、延べ2,513人のマッチングが成立した。

労務管理等の「カイゼン」指導の強化

園芸メガ団地等の大規模経営体における生産や労務管理の効率化を図るため、普及指導員を対象とした「実践的経営合理化手法習得研修(トヨタ式カイゼン)」を実施した。

また、8経営体に対してカイゼン指導を行い、5S(整理、整頓、清潔、清掃、しつけ)の実践や作業マニュアルの作成等により、作業の効率化を図った。

<表> J A無料職業紹介所の開設状況(令和6年3月末現在)

J A名	開設日
あきた白神	平成29年12月13日
こまち	平成30年3月13日
秋田しんせい	平成30年4月2日
秋田たかのす	令和3年4月1日
あきた湖東	令和3年7月1日
秋田ふるさと	令和3年10月1日
あきた北	令和4年4月1日
秋田やまもと	令和4年4月1日
かづの	令和4年5月1日

<図>普及指導員を対象としたカイゼン研修



